

彦根市償却資産評価支援業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、彦根市償却資産評価支援業務委託に係る受託候補者を選定するためのプロポーザルについて必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

彦根市償却資産評価支援業務

(2) 業務内容

別紙「彦根市償却資産評価支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

(4) 上限額

金 2,068,000 円(消費税および地方消費税を含む)

3 企画提案を求める具体的事項

本業務は単年度の委託契約であるが、3か年の事業計画を想定しており、最終的には大企業を含む市内業者の償却資産調査を、本市職員のみで完結できる体制の構築を目指している。これを踏まえ、以下の2点について具体的な提案を求める。

(1) 中長期的な調査支援体制とスケジュールの提案

単なる台帳突合作業ではなく、本市職員のスキルアップを目的とした中長期的な調査支援体制を提示すること。また、継続実施を前提とした3か年の支援スケジュールを提示し、初年度に行うべき支援について具体的に提示すること。

(2) 専門研修を通じた知見の明文化とマニュアルへの蓄積

大企業への調査では企業会計等の知識が必要となることから、通常業務では習得が困難な専門的な知識が得られるよう提案すること。また、研修資料や質疑応答の内容が「事務取扱要領(マニュアル)」の構成要素となるよう具体的な手法を提案すること。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(以下「参加権者」という。)は、次の全ての条件を満たしていることとする。なお、彦根市入札参加資格者名簿に登載されていることは必須ではない。

(1) 過去に本業務と同種または類似業務について受託した実績を3件以上有すること。

(2) 法人格を有していること。

- (3) 公告日において国税および地方税に未納がないこと。
- (4) 提出書類の提出期間において、経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更生手続きまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしたとき等)でないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 公告日において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与を受けていること。

5 実施手順

実施要項の公表から最優先受託候補者選定までの実施手順は、次のとおりとする。

項目	日時
実施要項の公表	令和8年4月8日(水)
参加申込書等の提出期間	実施要項の公表日から令和8年4月28日(火)正午まで(必着)
質問受付期限	令和8年4月15日(水) 正午まで(必着)
質問の回答および公表	令和8年4月22日(水) ホームページに公開
プレゼンテーション審査	令和8年5月14日(木)
審査結果の通知	令和8年5月22日(金) までに通知

6 実施要項の内容についての質問受付および回答

(1) 受付期間

令和8年4月15日(水) 正午まで(必着)

(2) 受付方法

様式第1号「彦根市償却資産評価支援業務委託公募型プロポーザル質問書」に質問内容を記載の上、E-mail(タイトルを「彦根市償却資産評価支援業務」とする。)により提出すること。

(3) 受付先

「13 担当課(問合せ先)」に同じ。

(4) 回答方法

ア 市は、質問内容を取りまとめ、質問者名を伏せた上で、令和8年4月22日(水)午後5時15分までにホームページにて公開する。

イ 質問回答書は、仕様の追加または修正とみなすこととする。

7 参加表明

本事業に参加を希望する事業者は、「4. 参加資格」を確認の上、以下に記載するとおりに必要書類を提出すること。

(1) 提出書類・部数

別紙1「提出書類一覧」のとおり

(2) 提出方法・提出先

「13 担当課(問合せ先)」に持参または郵送により提出すること。なお、郵送により提出する場合は、「簡易書留」により送付すること。万一、郵便事故等が生じた場合、本市はその責めを負わない。

(3) 提出期限

令和8年4月28日(火) 正午まで(必着)

(4) 参加辞退届

(1)の書類提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに様式第4号「彦根市償却資産評価支援業務委託公募型プロポーザル参加辞退届」を「13 担当課(問合せ先)」へ提出すること。

8 審査方法および審査基準

- (1) 彦根市償却資産評価支援業務委託公募型プロポーザル審査会設置要綱に基づき、「彦根市償却資産評価支援業務委託公募型プロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)を設置し、審査会において審査し、評価が最も優れている事業者を最優先受託候補者として選定する。
- (2) 審査は、別紙2「彦根市償却資産評価支援業務委託審査基準」により定められた審査項目について、書類審査、プレゼンテーション(30分)および質疑応答(15分)を実施する。ただし、技術点が40点未満の場合、最高得点者であっても最優先受託候補者として選定しない。
- (3) 審査の結果、得点が同点となった場合は、審査会の合議により決定することとする。
- (4) 最優先受託候補者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、当該次点提案者を受託候補者として繰り上げる。
- (5) 審査の結果については、提案者全員に書面等により通知する。

9 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

- (5) 提出すべき書類が欠落している場合
- (6) 委託金額の上限額を超える金額を提案した場合、または予定価格の70%を下回る提示をした場合
- (7) 審査の結果、技術点が40点未満の場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

10 契約方法

本市は、最優先受託候補者と契約を締結するものとし、契約手続等については、彦根市契約規則(昭和44年彦根市規則第33号)の定めるところによるものとする。

11 決定の取消し

委託契約を締結するまでの間に次の事由が判明した場合は、その決定を取り消すことがある。この場合、8(4)に従い、受託候補者を変更するものとする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提案書類等に虚偽の記載または内容に重大な誤りがあった場合

12 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類提出後の修正および変更は、認めない。
- (3) 提出書類については、返却しない。
- (4) 審査結果について情報公開請求があった場合は、彦根市情報公開条例(平成14年彦根市条例第56号)に基づき公開することがある。
- (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成したものに帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合において、市があらかじめ通知することにより、その一部または全部を無償で使用(複製・転記または転写をいう。)することができる。
- (6) このプロポーザルに関する不知、内容の不明等を理由とする異議申立てならびに審査の経緯および結果についての異議申立ては、受け付けない。
- (7) 提案する事業者がいない場合または審査の過程で受託者として適切な者がいないと本市が判断した場合、プロポーザルを取り止めることがある。
- (8) 提案する事業者が不適切な行動を行った場合およびその疑いが生じた場合において、公正に審査を執行できないまたはそのおそれがあると本市が判断したときは、本市は当該事業者をプロポーザルに参加させない、またはプロポーザルを取り止めることがある。

13 担当課(問合せ先)

彦根市総務部税務課(担当：石居・菅居・佐藤)

所在地：〒522-8501 彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎1階

電話：0749-30-6138

E-mail：shisanzei@ma.city.hikone.shiga.jp